

燕市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人骨髄移植推進財団(以下「財団」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞提供者(以下「ドナー」という。)となったものに対し、燕市骨髄移植ドナー支援事業奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、燕市に住民登録を有し、かつ、財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けたものとする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、骨髄等の移植の提供に係る通院又は入院の日数(以下「通院等の日数」という。)に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる日数の合計日数とする。

- (1) 健康診断のための通院日数
- (2) 自己血・末梢血幹細胞移植貯血のための通院日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、財団又は医療機関が必要と認める通院等の日数

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするものは、燕市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書(様式第1号)に、財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(申請期限)

第5条 奨励金の交付申請の期限は、骨髄等の採取に伴う入院をして退院し

た翌日から1年以内とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは速やかに審査を行い、交付の決定をするときは燕市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(交付請求)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けたときは、燕市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。